

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【会社名】	栗田工業株式会社
【英訳名】	Kurita Water Industries Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中井 稔之
【本店の所在の場所】	東京都中野区中野四丁目10番1号
【電話番号】	東京03（6743）5000
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 増田 晋一
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中野四丁目10番1号
【電話番号】	東京03（6743）5013
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 増田 晋一
【縦覧に供する場所】	栗田工業株式会社 大阪支社 （大阪市中央区北浜二丁目2番22号） 栗田工業株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区錦一丁目5番11号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株当たり金 23円 総額 2,680,374,759円

2. その他の剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金を5,000,000,000円減少し、別途積立金を5,000,000,000円増加するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) インターネットの普及が進展した現状を踏まえて、公告閲覧の利便性向上のため、当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

また、法務省令の定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

(2) 上記変更にともない、条数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、中井 稔之氏、梶井 馨氏、飯岡 光一氏、伊藤 潔氏、名村 生人氏、黒川 洋一氏、兒玉 利隆氏、山田 義夫氏、門田 道也氏、中村 清次氏及び森脇 亞人氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

補欠の監査役として、辻 佳宏氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金処分の件	916,309	293	431	(注)1	可決 (99.2%)
第2号議案 定款一部変更の件	916,148	454	431	(注)2	可決 (99.2%)
第3号議案 取締役11名選任の件					
中井 稔之	809,420	107,177	431	(注)3	可決 (87.7%)
梶井 馨	841,856	74,741	431		可決 (91.2%)
飯岡 光一	865,821	50,776	431		可決 (93.8%)
伊藤 潔	845,387	71,210	431		可決 (91.6%)
名村 生人	845,507	71,090	431		可決 (91.6%)
黒川 洋一	845,384	71,213	431		可決 (91.6%)
兒玉 利隆	865,816	50,781	431		可決 (93.8%)
山田 義夫	865,821	50,776	431		可決 (93.8%)
門田 道也	865,818	50,779	431		可決 (93.8%)
中村 清次	870,026	46,574	431		可決 (94.2%)
森脇 亞人	870,088	46,512	431		可決 (94.2%)
第4号議案 補欠の監査役 1名選任の件				(注)3	
辻 佳宏	871,777	44,825	431		可決 (94.4%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上